銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項に基づく銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消 しに係る処分基準新旧対照表(案)

(改正部分は、下線部分である。)

旧

処分基準

令和2年1月10日作成

. . .

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第11条第1項

処 分 の 概 要:銃砲等の所持許可の取消し

原権者(委任先):福岡県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第4条(許可)、<u>同</u>第6条(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)、<u>同</u>第4条第2項(条件)、<u>同</u>第5条第1項第2号<u>から</u>第6号、第12号・第13号、第15号<u>から</u>第18号(許可の基準)、<u>同</u>第5条の2第2項第2号・第3号、<u>同</u>第4項第1号(猟銃<u>及</u>び空気銃の許可の基準の特例)、<u>同</u>第11条第1項

処 分 基 準:

第11条第1項第1号の場合については、当該 違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそ れ、社会的に非難されるべき点等が認められる場 合に、許可を取り消すものとする。

なお、法定の人的欠格事由のうち、

- 1 法第5条第1項第17号に該当する者とは、 具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との 関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的 不法行為等を行うおそれがあると認められる者 をいう。
 - 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行 為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第2号に掲げるものを いう。

注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行

新

処分基準

<u></u>令和●年●月●日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第11条第1項

処 分 の 概 要:銃砲等又は刀剣類の所持許可

の取消し

原権者(委任先):福岡県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第4条(許可)、第6条(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)、第4条第2項(条件)、第5条第1項第2号<u>~</u>第6号、第12号・第13号、第15号<u>~</u>第18号(許可の基準)、第5条の2第2項第2号・第3号、第4項第1号(猟銃<u>若しくは空気銃又はクロスボウ</u>の許可の基準の特例)、第11条第1項

処 分 基 準:

第11条第1項第1号の場合については、当該 違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそ れ、社会的に非難されるべき点等が認められる場 合に、許可を取り消すものとする。

なお、法定の人的欠格事由のうち、

- 1 法第5条第1項第17号に該当する者とは、 具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との 関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的 不法行為等を行うおそれがあると認められる者 をいう。
 - 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行 為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第2号に掲げるものを いう。
 - 注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行

為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成3年国家公安委員会規則第8号)に掲げるものをいう。

2 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、<u>銃砲</u>又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、<u>銃砲</u>又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

問 合 せ 先:住所地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177

備 考:

為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成3年国家公安委員会規則第8号)に掲げるものをいう。

2 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、<u>銃砲等</u>又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、<u>銃砲等</u>又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

問 合 せ 先:住所地を管轄する警察署生 活安全(生活安全刑事)課又は警察本部生活保安 課 092-641-4141、内 3177

備 考: